

## 桶川市訪問収集実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者や障害者のうち、ごみ集積所への持ち出しが困難な市民の家庭から市職員が直接ごみを収集する市民サービスにより、その者の日常生活の負担を軽減し、もって在宅生活の継続を支援することを図る桶川市訪問収集(以下「訪問収集」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 訪問収集の対象者は、市内に在住する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、身近な人や訪問ヘルパー等の協力を得られる者を除く。

- (1) 65歳以上の者のうち、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)に規定する要介護の認定を受けている者で、自ら集積所までごみを持ち出すことができないもの。
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に規定する障害のある者で、自ら集積所までごみを持ち出すことができないもの。
- (3) その他市長が特に必要と認めた者。

(収集するごみ)

第3条 訪問収集の対象とするごみは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 燃やせるごみ
- (2) 古着・新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック
- (3) 紙製の容器と包装紙
- (4) プラスチック
- (5) 金属・ガラス・乾電池
- (6) その他ごみ

(申込み)

第4条 訪問収集を利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、訪問収集利用申込書(様式第1号)により、市長に申し込むものとする。ただし、利用希望者本人が申込みを行うことが困難な場合は、親族又は介護事業者等の関係者が代理人として申し込むことができる。

(調査)

第5条 市長は、前条の申込みを受けた場合は、利用希望者の世帯を速やかに訪問し、当該利用希望者が自ら集積所までごみを持ち出すことができない実態等を調査し、訪問収集調査票(様式第2号)を作成するものとする。

(訪問収集実施の決定)

第6条 市長は、前条の報告に基づき、訪問収集を実施するか否かを決定し、調査日から14日以内に訪問収集通知書(様式第3号)により利用希望者に通知するものとする。

(台帳)

第7条 市長は、前条の規定に基づき、訪問収集を実施することを通知した者(以下「利用者」という。)について、訪問収集台帳(様式第4号)を作成するものとする。

(収集等)

第8条 訪問収集は、毎週月曜日から金曜日までの間において、原則として1回行うものとする。ただし、次に掲げる日については、訪問収集を行わない。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 利用者は、決められた収集日に第3条に定めるごみを事前に協議した場所に排出するものとする。

3 収集員は、前項の規定により排出されたごみを収集する際、利用者の

安否確認を行う。ただし、利用者と事前に取り決めた方法により確認できる場合は、この限りではない。

- 4 前項の規定による安否確認ができない場合又は利用者に異常が認められた場合は、速やかに一般廃棄物主管課に報告するものとする。

(収集の中止)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、訪問収集を中止するものとする。

- (1) 市外へ転出したとき又は死亡したとき。
- (2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 入院等で長期不在となったとき。
- (4) 訪問収集の利用を希望しなくなったとき。
- (5) 虚偽の申込み等により対象とならないことが判明したとき。
- (6) その他市長が訪問収集の利用が適当でないと認めるとき。

- 2 利用者が前項第1号から第4号までの規定に該当し、訪問収集を中止する場合は、利用者、親族又は介護事業者等の関係者が訪問収集中止届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、第1項第5号又は第6号の規定により訪問収集を中止する場合は、訪問収集中止通知書(様式第6号)により利用者に対し通知するものとする。

(その他)

第10条 市長は、この要綱の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

## 訪問収集利用申込書

(宛先)  
桶川市長

申 請 者  
住 所：  
氏 名：  
電 話 番 号：  
利用希望者との関係：

桶川市訪問収集を利用したいので、桶川市訪問収集実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

利用希望者	ふりがな				生 年 月 日	年 齡
	氏 名				年 月 日	歳
	住 所					
	電話番号				世帯状況	<input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 同居
申込理由	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者	介護認定	要支援： 要介護：	障害者手帳	身体障害者： 級 精神障害者： 級	
	<input type="checkbox"/> その他	具体的に記入：				
	(ごみ出しが困難な状況を詳細に記入)					

**【事務処理欄】**

面談調査	年 月 日
------	-------



様式第3号（第6条関係）

## 訪問収集通知書

桶 第 号  
年 月 日

様

桶川市長 印

年 月 日付で申込みのあった桶川市訪問収集の実施については、下記のとおり決定したので、桶川市訪問収集実施要綱第6条の規定により通知します。

### 記

- 1 訪問収集を実施する。
- 2 訪問収集を実施しない。

理 由

---

---

---

---

---

---

実施する場合の収集開始年月日 年 月 日



様式第5号（第9条関係）

## 訪問収集中止届出書

年 月 日

桶川市長

住 所  
氏 名

桶川市訪問収集実施要綱第9条第2項の規定により、訪問収集の中止を届け  
出ます。

中止する年月日 年 月 日

中止の理由

---

---

---

---

---

---



様式第6号（第9条関係）

## 訪問収集中止通知書

桶 第 号  
年 月 日

様

桶川市長 印

桶川市訪問収集の実施について、桶川市訪問収集実施要綱第9条第3項の規定により、訪問収集を中止いたします。

中止する年月日 年 月 日

中止の理由

---

---

---

---

---

---